

議第一号

徳島県議会会議規則の一部改正について

右の議案を別紙のとおり、徳島県議会会議規則第十四条第一項の規定により提出する。

令和七年三月七日

提出者

須見一仁
岡田理絵
嘉見博之
重清佳之
眞貝浩司
北島一人
長池文武
仁木啓人

徳島県議会議長

元木章生殿

徳島県議会議会規則の一部を改正する規則

徳島県議会議規則（昭和五十四年徳島県議会議規則第一号）の一部を次のように改正する。

第百三条中「議場」の下に「及び傍聴席」を加える。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

議第二号

徳島県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について

右の議案を別紙のとおり、地方自治法第百十二条及び徳島県議会会議規則第十四条第一項の規定により提出する。

令和七年三月七日

提出者

嘉見博之 岡本富治 眞貝浩司 須見一仁 原徹臣 沢本勝彦 木下賢功 古野章司 元木章生 北島一人 寺井正邇 東条恭子 庄野昌彦 浪越憲一 岸本淳志 梶原一哉 岡田琢巳 曾根大志 扶川広志 古川義諭 近藤内義了 竹内文武 長池泰憲 井下泰大 立川龍二 井川尚道 平山国朗 山西明廣 大塚保裕 井村博史 福山博絵 岡田理絵 重清佳之 嘉見博之

徳島県議会議長

元木章生殿

徳島県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する
条例

第一条 徳島県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和三十四年徳島県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「百分の百二十二・五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の百七十」を「百分の百七十五」に改める。

第二条 徳島県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「宿泊料」を「宿泊費及び宿泊手当」に改める。

第五条第二項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十五」に、「百分の百七十五」を「百分の百七十二・五」に改める。

別表第一宿泊料の項の項名を「宿泊費」に改め、同項中「宿泊料に」を「宿泊費に」に改め、同表に次のように加える。

| | |
|------|--|
| 宿泊手当 | 知事が職員の旅費に関する条例の規定に基づいて受ける宿泊手当に係る旅費の額に相当する額 |
|------|--|

附則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和七年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の徳島県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（以下「第一条改正後条例」という。）の規定は、令和六年十二月一日から適用する。

（期末手当の内払）

3 第一条の規定による改正前の徳島県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定に基づいて令和六年十二月一日からこの条例の施行の日の前日までの間に議長、副議長及び議員に支払われた期末手当は、第一条改正後条例の規定による期末手当の内払とみなす。

（費用弁償に関する経過措置）

4 第二条の規定による改正後の徳島県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例第四条第二項及び別表第一の規定は、令和七年四月一日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

提案理由

特別職の国家公務員の期末手当の改定に鑑み、議長、副議長及び議員の期末手当についても同様の改定を行うとともに、職員の旅費に関する条例の一部が改正されることに伴い、議長、副議長及び議員に対し費用弁償として支給する旅費について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議第三号

もてなしの阿波とくしま観光基本条例の一部改正について

右の議案を別紙のとおり、地方自治法第百十二条及び徳島県議会議規則第十四条第一項の規定により提出する。

令和七年三月七日

提出者 全議員

徳島県議会議長 元木章生 殿

もてなしの阿波とくしま観光基本条例の一部を改正する条例

もてなしの阿波とくしま観光基本条例（平成二十一年徳島県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

前文のうち第一項中「いやされる」を「癒やされる」に改め、第二項中「大谷焼」の下に「、にし阿波の傾斜地農耕システム」を、「祖谷のかずら橋」の下に「、四国遍路」を加え、「あたたかい」を「温かい」に改め、「など」の下に「、持続可能な観光への関心が高まる中で」を加え、「観光地づくり」を「観光地域づくり」に改める。

第二条に次の四号を加える。

四 持続可能な観光 観光旅行者、産業、環境及び地域の需要に適合しつつ、現在及び将来の経済、社会及び環境への影響に十分に配慮した観光をいう。

五 観光地域づくり 県、市町村、県民等が一体となつて行う、魅力ある観光地の形成につなげるための活動をいう。

六 持続可能な観光地域づくり 観光資源の維持及び保存並びに観光を支える産業の収益力及び生産性の向上が両立する観光地域づくりをいう。

七 観光コンテンツ 観光資源を活用して観光旅行者に提供する催し、企画旅行及び体験活動をいう。

第三条第二号中「すべて」を「全て」に改め、同条第四号中「や自然環境」を「、自然環境及び生活環境」に改め、同条に次の一号を加える。

五 県民等により、地域における創意工夫を生かした主体的な取組が継続的に創出されていること。

第六条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 県民は、基本理念にのっとり、地域特有の魅力が発揮され、新たな観光旅行者の来県につながるよう、観光資源の発掘、活用、維持及び保存に努めるものとする。

第七条第一項中「かんがみ」を「鑑み」に改め、同条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 観光事業者は、基本理念にのっとり、地域特有の魅力が発揮され、新たな観光旅行者の来県につながるよう、観光資源の発掘、活用、維持及び保存に努めるものとする。

第八条第一項中「受入れ態勢」を「受入態勢」に改め、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 観光関係団体は、基本理念にのっとり、地域特有の魅力が発揮され、新たな観光旅行者の来県につながるよう、観光資源の発掘、活用、維持及び保存に取り組みものとする。

第八条に次の一項を加える。

4 観光地域づくり法人（地域において観光地域づくりの中心的な役割を担う法人である観光関係団体をいう。）は、基本理念にのっとり、他の都道府県及び外国からの観光旅行者から選ばれる観光地の形成に向け、県、市町村、県民等その他の地域の多様な関係者との連携の下、長期の滞在につながる観光コンテンツの充実等に努めるものとする。

第九条第一号中「の活用による」を「を磨き上げ、又は相互に組み合わせることにより、新たな需要の開拓につながる観光コンテンツを創出し、これを充実させることで、誰もが魅力を感じ、訪れたいくなるような」に改め、同条第八号中「近畿地方」の下に「、中国

地方」を加え、同号を同条第十号とし、同条第七号中「や経済交流を通じて」を「、経済交流、広報宣伝の適切な実施、県内の交通及び宿泊その他の観光旅行に関する情報の提供、国際会議その他の国際的な規模で開催される行事の誘致、受入態勢の整備等により、」に改め、同号を同条第九号とし、同号の前に次の一号を加える。

八 持続可能な観光地域づくりを促進すること。

第九条第六号中「すべて」を「全て」に改め、同号を同条第七号とし、同条第五号中「発信する」を「発信し、本県の認知度の向上に資する」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号中「心と」を「心を育むとともに、観光旅行者の交通手段の確保その他の」、「の向上」を「を向上させること」に、「受入れ態勢」を「受入態勢」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 観光コンテンツを生かした魅力ある教育旅行を提案し、その誘致を促進すること。

第十二条第一項中「県は」の下に「、持続可能な観光の実現に向け」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

持続可能な観光への関心の高まり、外国からの観光旅行者の増加等の観光を取り巻く情勢の変化に的確に対応することにより、観光の振興をより一層推進し、もって豊かで活力に満ちた地域社会の実現、本県の経済の発展及び県民生活の向上に寄与するため、基本理念等について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例を提出する理由である。

議第四号

徳島県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部改正について

右の議案を別紙のとおり、地方自治法第百十二条及び徳島県議会議規則第十四条第一項の規定により提出する。

令和七年三月七日

提出者 全議員

徳島県議会議長 元木章生 殿

徳島県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

徳島県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和四年徳島県条例第五十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第十一項中「以下」を「第十三条第五項において」に、「第二条第八項」を「第二条第九項」に改める。

第十三条第五項中「及び第三十条」を削り、同項の表第三十九条第一項第一号の項中「第二条第九項」を「第二条第十項」に改める。

第十八条第一項各号列記以外の部分中「以下この条」を「第三項」に改め、同条第二項第一号イ中「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改める。

第十九条第一項中「議会の保有する」を削り、同条第二項中「この章において」及び「この章及び第四十九条において」を削る。

第三十二条第二項中「この章及び第四十九条において」を削る。

第三十三条第三項中「この章において」を削る。

第三十九条第一項中「この章において」を削り、同条第二項中「この章及び第四十九条において」を削る。

第四十条第三項中「この章において」を削る。

第四十八条中「第四章」を「前章」に改める。

第四十九条中「特定」の下に「に資する情報の提供」を加える。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、所要の整理を行う等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議第5号

地方創生の更なる推進を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり徳島県議会会議規則第14条第1項の規定により提出する。

令和7年3月7日

提出者

嘉重岡福井大山平井立井東庄浪岸梶坂岡川
見清田山村塚西山川川下条野越本原口田
博佳理博保明国尚龍了泰恭昌憲淳一誠
之之絵史裕廣朗道二大憲子彦一志哉治晋巳
岡眞須原沢木古元北寺仁長竹近古岡扶曾
本貝見本下野木島井木池内藤川川根
富浩一徹勝賢章一正啓文義広佑大
治司仁臣彦功司生人邇人武了諭志樹敦志

徳島県議会議長

元木章生殿

地方創生の更なる推進を求める意見書

地方創生の取組が開始されてから10年が経過し、本県をはじめ地方自治体自らが創意工夫により、地域の特性を活かした様々な取組を行ってきたところである。しかしながら、依然として若者・女性を中心とする都市部への人口流出が進行し、東京一極集中が加速している。

この間、本県人口の減少や出生数の低下は想定を超えるペースで進んでおり、今後、さらに人口減少が加速することで、労働力不足や地域経済の停滞はもとより、社会サービスの維持が困難になることも懸念される。

昨年12月、国は、地方創生の今後10年を見据えた「地方創生2.0の『基本的な考え方』」を示した。この中で、我が国の成長力を維持していくため、第1の柱として、「若者・女性にも選ばれる地方の実現」を掲げ、都市も地方も、楽しく、安心・安全に暮らせる持続可能な社会を創ることの必要性を強調している。

よって、国においては、こうした理念のもと、都市、地方が共に持続可能な成長を遂げ、誰もが安心して暮らせるよう、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 人口減少対策・地方創生に関する司令塔の設置及び財政措置の強化
- 2 若者、女性の地方定着や地方での就学・就職の促進
- 3 持続的な賃上げの実現や生産性向上に向けた環境整備の促進
- 4 地方創生に不可欠な広域交通ネットワークの整備促進
- 5 災害から地方を守るための防災・国土強靱化対策の強化

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

議 長 名

提 出 先

衆 議 院 議 長

参 議 院 議 長

内 閣 総 理 大 臣

総 務 大 臣

財 務 大 臣

内閣府特命担当大臣（地方創生）

協力要望先

県選出国會議員

議第6号

里親制度の更なる推進を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり徳島県議会会議規則第14条第1項の規定により提出する。

令和7年3月7日

提出者 全議員

徳島県議会議長 元木章生 殿

里親制度の更なる推進を求める意見書

近年、児童虐待など、様々な理由で実親から離れて暮らす子どもたちを公的な責任のもとで養育する社会的養護の必要性が高まっている。

里親制度は、家庭養育優先原則に基づき、社会的養護が必要な子どもを家庭に迎え入れ、温かい愛情と正しい理解を持って養育することにより、特定の信頼できる大人との愛着関係を形成する中で子どもの自己肯定感を育むなど、子どもの健やかな育成を図る重要な制度である。

里親は、一定期間子どもの養育を委託する養育里親をはじめ、養子縁組により養親となる養子縁組里親など、子どもの声に向き合いながら、子どもが安心して暮らせるために必要な存在である。

このような中、国においては、里親等委託率について、遅くとも令和11年度末までに乳幼児75%以上、学童期以降50%以上、全体で全国平均55.9%の目標が掲げられているところである。

しかし、全国の里親等委託率の令和4年度実績は全体で24.3%と、目標と比較して低調であり、国の責務において、更なる施策の強化が必要である。

そこで、国においては、里親制度の更なる推進を図るため、次の事項について、実現されるよう強く求める。

- 1 里親制度に対する国民の理解促進を図り、里親登録数を増加させるため、積極的な広報・啓発活動を実施すること。
 - 2 こどもの意見・意向が最大限に尊重されるよう、子どもと里親のマッチングをはじめ、里親及び実親の悩みや不安に寄り添った相談支援など、地域の実情に応じたきめ細かな予算措置や人員体制の強化を支援すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

議 長 名

提 出 先

衆 議 院 議 長

参 議 院 議 長

内 閣 総 理 大 臣

財 務 大 臣

内閣府特命担当大臣（こども政策）

協力要望先

県 選 出 国 会 議 員